

【イタリア】新たな所得保障制度 —ベーシックインカムを導入か?—

海外立法情報課 芦田 淳

* 政府与党の5つ星運動が推進する「市民所得」は、従来、ベーシックインカムと紹介されてきた。しかし、実際に導入された同所得は、就労支援を組み合わせた所得保障制度である。

1 制定から議会での承認に至る経緯

2019年1月28日、政府は、一定の要件の下で所得保障を行う「市民所得 (Reddito di cittadinanza)」の導入等を内容とする、2019年緊急法律命令第4号「市民所得及び年金に関する緊急規定」¹ (以下「4号命令」) を制定した。同命令は、全3部29か条 (後述する議会承認後は44か条) から成り、同年1月29日から施行された。これに伴い、従来の貧困世帯向けの所得保障制度である「包摂のための所得 (Reddito di inclusione)」² は、廃止されることとなった。

4号命令の制定は、労働・社会政策担当大臣兼副首相のディ・マイオ (Luigi Di Maio) を中心に進められた。彼が党首を務める5つ星運動は、2018年3月の両院選挙に際して、月額780ユーロ³の「市民所得」支給に加え、失業者に対する継続的な訓練の保障や職業紹介所の改革等⁴ を主張していた。4号命令の関係規定も、こうした主張への対応を目指して制定された。

緊急法律命令とは、緊急性等の要件を満たした場合に政府が制定する、法律と同等の効力を有する命令で、公布後60日以内に、議会の定める法律により承認されなければ効力を失う。これを踏まえ、2019年3月28日、議会は、4号命令を最終的に承認した。なお、審議において、民主党 (中道左派)、フォルツァ・イタリア及びイタリアの同胞 (中道右派) は、「貧困者対策と失業者対策を混同すべきではない」⁵ 等として4号命令に反対の立場を採った。

2 「市民所得」の要点

(1) 受給要件 (第2条)

給付が認められるための要件は、①10年以上イタリアに居住しているイタリア国民又は正規の滞在資格を持つ外国人であること、②経済状態指数 (ISEE)⁶ の値が年額9,360ユーロ未満、居住している家屋以外に保有する不動産の価値が30,000ユーロ以下、保有する動産の価値が6,000ユーロ以下であることである。ただし、世帯の構成員数及び障害を持つ構成員の有無によ

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年4月5日である。

¹ D.L. 28 gennaio 2019, n. 4, Disposizioni urgenti in materia di reddito di cittadinanza e di pensioni. (convertito con modificazioni dalla L. 28 marzo 2019, n. 26.) 以下、法令の条文に関しては、イタリア共和国の法令ポータルサイト (Normattiva website <<http://www.normattiva.it/>>) を参照した。

² 「包摂のための所得」は、世帯の構成員や収入・資産の状況に応じ、最長18か月の給付を行う制度であった。後述する「市民所得」に比べれば、その受給要件は限定的で、かつ、支給額の上限も低く設定されていた。“Reddito di Inclusione (REI).” INPS website <<https://www.inps.it/nuovoportaleinps/default.aspx?itemdir=51585>>

³ 1ユーロは125.4円 (平成31年4月分報告省令レート) である。

⁴ MoVimento 5 Stelle, *Programma elettorale*. <https://dait.interno.gov.it/documenti/trasparenza/Doc/4/4_Prog_Elettorale.pdf> また、同盟との連立政権形成のための政策合意においても、同様の主張が盛り込まれた。

⁵ Senato della Repubblica, *Assemblea, Resoconto stenografico*. XVIII Legislatura, seduta n. 103, 27 marzo 2019, p.13. <<http://www.senato.it/service/PDF/PDFServer/BGT/01106786.pdf>>

⁶ 経済状態指数は、基本的に「(収入+資産×20%) ÷ 世帯構成員別調整係数」という数式により算定される。詳細に関しては、宇佐見耕一ほか (編) 『世界の社会福祉年鑑 2014 第14集』旬報社, 2014, pp.153-155 を参照。

り、動産に係る上限額は変動する。このほか、正当な理由による場合を除き、直近12か月以内に自己都合で離職した者は、給付の対象とならない。

(2) 受給手続 (第5条)

受給手続は、全国社会保険公社 (INPS) 宛てに、郵便局の窓口等又はオンラインで申請を提出することにより行う。受付が開始された2019年3月には、853,521件の申請がなされた⁷。

(3) 支給額・支給期間 (第3条)

支給額は、①収入補填分と②住居費補助分に分かれる。①は、1年当たり、6,000ユーロに対して、世帯主は1を乗じ、残りの世帯構成員は、成年の場合は0.4、未成年の場合は0.2をそれぞれ乗じて合計した額⁸から、収入を差し引いた額を支給する。②は、借家の場合には家賃相当額 (上限は年額3,360ユーロ)、持ち家でも取得のための借入金を返済中の場合にはその返済額相当を支給する (上限は年額1,800ユーロ)⁹。支給期間は、原則として最長18か月である。また、使わなかった額は、翌月の支給額からその20%を上限として減額される。

(4) 支給方法 (第5条)

支給は、プリペイドカード方式により行う。当該カードは、物品の購入等に使用できるほか、一定額の現金 (上限は、世帯の構成により、月額100~210ユーロ) を引き出すことができる。ただし、ギャンブル依存症に対処するため、賭博には使用できない。

(5) 就労の義務等 (第4条・第12条)

受給者は、未成年者、65歳以上の者、障害者等を除いて、即時に就労できる旨の宣言を行わなければならない。そして、支給開始から12か月以内に、住居から100km以内又は通勤時間が公共交通機関で100分以内の就労機会が提供される。そこで就労しない場合、その後6か月以内に、住居から250km以内の就労機会が提供される。さらに、支給開始から18か月が経過しても就労しない場合、イタリア全土を対象を拡大した就労機会が提供される。受給者は、このうちいずれかに就労しなければならない。

また、就労支援の強化を目的として、職業紹介所の増員等も規定されている。

(6) 罰則 (第7条)

受給に係る不正行為等に対して、1~6年の懲役という罰則を設けている。

3 「市民所得」の位置付け

5つ星運動の推進する「市民所得」は、しばしば「ベーシックインカム」と紹介されてきた。しかし、就労の意思や収入・資産に関係なく、全ての個人に一定額が支払われるというベーシックインカムの一般的な定義¹⁰に照らす限り、①就労の意思を前提とし、②収入や資産の状況に応じて、③世帯単位で支給され、④金額も一律ではない点において、4号命令に定める「市民所得」は、本来のベーシックインカムとは異なる制度であると言える¹¹。

⁷ Daniele Cirioli, "Rdc e Pdc, stop alle domande," *Italia Oggi*, 2 aprile 2019, p.34.

⁸ ただし、1世帯当たりの係数 (1、0.4又は0.2) の合計は、2.1を超えることはできない。

⁹ ①と②の計算により、借家で無収入の単身世帯の場合、当初から主張されている「月額780ユーロ」の支給となる。

¹⁰ 伊藤誠『資本主義の限界とオルタナティブ』岩波書店, 2017, p.83; 福祉社会学会 (編)『福祉社会学ハンドブック』中央法規出版, 2013, p.184; 山森亮「ベーシックインカムの展望—仕事の定義・活動の場、広げる (経済教室)」『日本経済新聞』2019.3.8, p.27. さらに、山森教授の定義には「商品券など用途が限られたものではないこと」も挙げられており、一定の制限を伴うプリペイドカード方式である「市民所得」はこの点でも相違を見せている。

¹¹ 「市民所得」の位置付けに関して、現政権のトリア (Giovanni Tria) 経済・財務大臣も、その就任直前の段階から、「市民所得」は「少しばかり拡大した失業手当」であるという理解を示していた。Enrico Marro, "Si all'aumento dell'Iva e quei dubbi sul reddito di cittadinanza Le tesi del neoministro; Il personaggio," *Corriere della Sera*, 1 giugno 2018, p.5.